

§2 因果性とは何か(その2)

1、規則性による因果性の定義 (先週)

規則性の具体的な説明

- 1、原因と結果は、時間と空間の中で隣接して(contiguous)いなければならない。
- 2、原因は、結果に先行しなければならない。
- 3、原因と結果の間には恒常的な接合がなければならない。因果関係を組成するものは、主としてこの性質である。

2、規則性による因果性の説明への反論

反論1：共通原因による規則性を排除できない

しかし、CがAとBの共通の原因であり、しかもAがBよりも先に生じるとしよう。このとき、出来事AとBは、3条件(①接続しており、②AがBに先行しており、③恒常的に結合している)を満たすが、AはBの原因であるとは言えない。

例えば、「気圧が低下した」→「嵐が到来した」これらは、共通の原因を持つ。

反論2：偶然的な規則性を必然的な規則性から区別して排除できない

これまでのところ、出来事AとBは、3条件を満たしていた。しかし、これは、偶然にそうになっていただけであるとしよう。すると、AはBの原因ではない。

「手をかざす」→「食塩が溶ける」これは偶然的な規則性である。

反論3：因果関係が単一の出来事に成り立つことを説明できない

反論1と2は、三条件を満たすけれども、因果関係が成立しないという反例であった。この反論3は、三条件が満たされないけれども、因果関係が成立しているという反論である。

「必然的な先行性」(?)や「必然的な規則性」や「潜在的な規則性」を説明するには、次の反事実的条件法が必要である。

3、反事実的条件法による因果性の定義

反事実的条件法 counterfactual conditional

(文法用語で、subjunctive conditional (仮定法))

「条件法」とは、if p, then q. 「もしpならば、q」という形式の文を言う。

「反事実的条件法」とは、前件が偽である条件法のことをいう。

出来事Cが出来事Eの原因であるのは、

<CとEが現に生じており、CとEが隣接しており、CがEに先行しており、CとEが恒常的に結合しており>、かつ、<もしCが生じなかったならば、Eが生じなかったであろう>とき、その時に限る。

<もし C が生じなかったならば、E が生じなかったであろう>の部分が、反事実的条件法になっている。

長所 1 : 共通原因による規則性を排除できる

「もし気圧が低下しなかったならば、嵐が到来しなかっただろう」は真ではない

長所 2 : 偶然的な規則性と必然的な規則性を区別できる

「手をかざさなかったならば、食塩は溶けなかったであろう」は真ではない。

長所 3 : 一回だけの出来事にも因果関係を想定できる。

「もしもう一度同じことをしたら、同じ結果が生じるに違いない」が真なら、単一の出来事にも、因果性を認められる。

(ただし、これは、上記の条件の、前半部分を無視している。次に論じる。)

5、反事実的条件法による因果性の定義への反論

反論 1 : 「もしプレートの境界が近くになれば、東北大地震はなかつただろう」これが真であるとして、プレートの境界が近くにあったことが、東北大地震の原因だったのだろうか。「もしスーパーマンがいれば、原発事故は起こらなかつただろう」が真であるとして、スーパーマンがいなかったことが、原発事故の原因であったのだろうか。

反論 1 への批判 : この反論は、因果関係の定義の後半部分だけを見ているが、これらの判例は、前半部分によって、原因から排除される。

出来事 C が出来事 E の原因であるのは、<C と E が現に生じており、C と E が隣接しており、C が E に先行しており、C と E が恒常的に結合しており>、かつ、<もし C が生じなかったならば、E が生じなかったであろう>とき、その時に限る。

反論 2 : もし反事実的条件文による定義を、上記のように考えるならば、一回だけの出来事について、因果性を認めることができなくなる。

反論 3 : 反事実的条件文が真であることを確かめることができない。

反事実的条件文の意味は、可能世界意味論によって与えることができる。しかし、それがなり立つことを経験的に検証することはできない。